

平成 30 年 4 月受診分から

中学 3 年生までの児童の医療費助成の

「窓口無料化」

が始まります。



平成 30 年 3 月診療分まで <自動償還払い>

医療機関の窓口で医療費の一部負担金を支払います

↓
受診から 2 ヶ月後以降に、支払った医療費が市から口座に振込まれます



平成 30 年 4 月診療分から <窓口無料化>

中学 3 年生までの児童は、
医療機関の窓口で医療費を支払う必要がありません

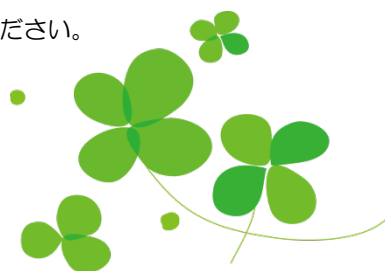
- ◆ 4 月 1 日以降は新しい受給者証と加入している健康保険証を医療機関の窓口にて提示することにより、医療費を負担することなく受診することができます。（市が医療機関に医療費を支払います。）
- ◆ 窓口無料化の対象となる方には、3 月中に新しい受給者証をお送りします。
- ◆ 高校生以上の方は、これまでどおり医療機関の窓口で受給者証を提示し、医療費をお支払いください。

※ 受診の際は、毎回受給者証を医療機関の窓口にて提示してください。

窓口無料化にならない場合

※ 領収書を添えて障がい福祉課に申請してください。

- ◆ 県外の医療機関を受診した場合
- ◆ 受給者証を医療機関の窓口にて提示しなかった場合
- ◆ 医師が必要と認めた治療用装具の費用など



福井市から転出した場合

- ◆ 福井市から転出した場合は、すみやかに受給者証を返還してください。転出後に助成を受けた場合は、後日、市に医療費をお支払いいただくこととなります。

国民健康保険証をお持ちの場合

- ◆ 医療費が高額になるときは、「限度額認定証」を取得し、医療機関の窓口にてご提示ください。（限度額認定証については、福井市役所保険年金課（20-5350）にお問い合わせください）

お問い合わせ

福井市役所 障がい福祉課 医療・手当係

TEL : 0776 (20) 5435 FAX : 0776 (20) 5407